

# 大船渡市新型インフルエンザ等 対策行動計画（案）

令和8年 月

大 船 渡 市

# 目 次

はじめに	4
<b>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方</b>	6
1 新型インフルエンザ等対策の目的	6
2 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	7
(1) 有事のシナリオの考え方	7
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	7
3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
(1) 平時の備えの整理や拡充	8
(2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え	9
(3) 基本的人権の尊重	9
(4) 危機管理としての特措法の性格	9
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	9
(6) 感染症危機下の災害対応	9
(7) 記録の作成や保存	10
4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	10
(1) 国の役割	10
(2) 県の役割	10
(3) 市の役割	10
(4) 医療機関の役割	10
(5) 指定（地方）公共機関の役割	10
(6) 登録事業者の役割	11
(7) 一般の事業者の役割	11
(8) 市民の役割	11
<b>第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点</b>	12
1 市行動計画の主な対策項目	12
2 複数の対策項目に共通する横断的な視点	12
(1) 人材育成	12
(2) 国と地方公共団体との連携	12
(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	12
<b>第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等</b>	13
1 新型インフルエンザ等への備えの機運の醸成	13
2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	13
3 定期的なフォローアップと必要な見直し	13
<b>第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の目的及び取組</b>	14
1 実施体制	14
(1) 準備期	14
(2) 初動期	14
(3) 対応期	15
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	17
(1) 準備期	17
(2) 初動期～対応期	17

3 まん延防止	19
(1) 準備期	19
(2) 初動期	19
(3) 対応期	19
4 ワクチン	21
(1) 準備期	21
(2) 初動期	24
(3) 対応期	27
5 保健	30
(1) 準備期～初動期	30
(2) 対応期	30
6 物資	31
(1) 準備期～初動期	31
(2) 対応期	31
7 市民の生活及び地域経済の安定の確保	32
(1) 準備期～初動期	32
(2) 対応期	33
各部課の役割	35
参考 用語解説	39

## はじめに

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認され、県においては同年7月に、本市では同年11月に初の感染者が確認された。

ウイルス株の変異などにより感染が拡大する中で、市民の生命や健康が脅かされ、市民生活や経済活動にも大きな影響が及んだ。

令和6年7月、国は、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、幅広い呼吸器感染症による危機に対応できる社会を目指し、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」の抜本的な改定を行った。

また、県においても、令和7年3月に「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」の見直しを行った。

このため、本市においても、県行動計画と整合を図るため、「大船渡市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」の見直しが必要となったところである。

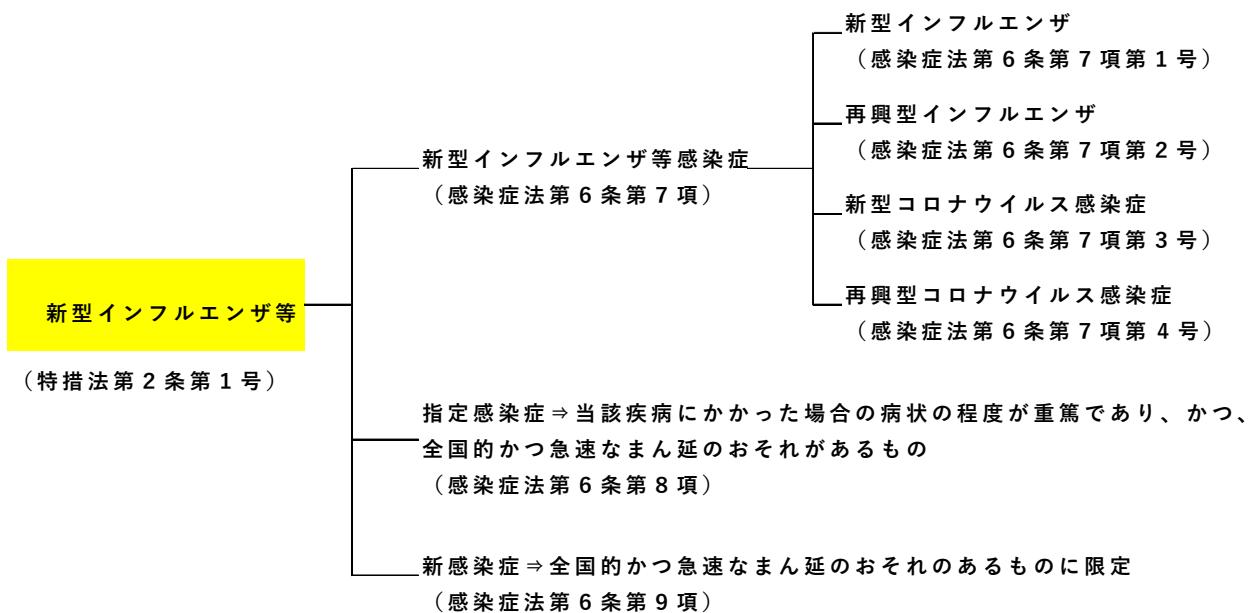
こうしたことを踏まえ、今般、市では、新型インフルエンザ等の新興感染症が発生した場合に、市民の生命・健康を保護し、市民生活・経済に及ぼす影響を最小にすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、市行動計画を策定するものである。

これにより、市は、市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に対策を実施していく。

### 【市行動計画の策定経過】

時 期	内 容
平成 25 年 4 月	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
平成 25 年 6 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画の策定
平成 25 年 12 月	岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
平成 26 年 3 月	岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき 大船渡市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
令和 6 年 7 月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定
令和 7 年 3 月	岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

## 【本計画の対象疾患】



※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

## 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

#### 【目的】

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

#### 【基本的な考え方】

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の病原性、感染性、薬剤感受性等の病原体の性状（以下「病原体の性状」という。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、基本的人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

#### 【時期に応じた考え方】

時期	考え方
準備期	発生前の段階 地域における医療提供体制の整備やワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策する必要がある。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 県内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 感染リスクのある者に対する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることが重要である。 国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制を確保し、市民生活及び市民経済の維持のために、状況に応じて臨機応変に対処することが重要である。 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることが重要である。 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

## 2 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### (1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、次の3点の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ・ 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ・ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行の早期の収束を目標とする。
- ・ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も盛り込んだ想定とする。

### (2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の「(1)有事のシナリオの考え方」も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、必要に応じた対策の切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。

時期		有事のシナリオ
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を認知後、政府対策本部による国の基本的対処方針が作成されるまでの間、国が示す感染症の特徴や病原体の性状を考慮し、事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。なお、県対策本部設置後、速やかに大船渡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	市対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）
	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

時期	有事のシナリオ
対応期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、「第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画及び市の業務継続計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することなどを可能とする。

##### ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

##### イ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持つてもらうとともに、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

##### ウ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、関係機関等と感染症に関するリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

##### エ 国及び県との連携等のためのICT化の推進や人材育成等

国及び県と連携し、国が整備するシステム等を活用したデジタル・ICT化の推進や、研修会への参加や訓練を通じて人材育成を図る。

## (2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

対策に当たっては、以下の取組により、対策の切替えを円滑に行う。

## ア 対策項目ごとの時期区分

適時適切な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載するとともに、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

## イ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

平時から感染症や感染対策の基本的な知識について、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及を図り、子供を含め様々な年代の市民等の理解を深めるための、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報提供・共有に努める。

## (3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、特措法による要請や行動制限等の市民の自由と権利に制限を加える場合は、十分な理解を得ることを基本とし、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、新型インフルエンザ等の感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の偏見・差別を防止する。

## (4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

## (5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は県に対して、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

## (6) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保、県と自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感

染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

#### (7) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 4 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援するとともに、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、新型インフルエンザ等に係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

#### (2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針等に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

平時において医療機関と連携し、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療提供体制の整備、検査体制構築等、計画的に準備を行う。

#### (3) 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援等の対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

#### (4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、業務継続計画の策定及び岩手県感染症連携協議会を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### (5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基

づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努めるなど、対策を行う必要がある。

(8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなど）等の個別レベルでの感染対策の実践、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策の実施に努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

### 1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

### 2 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、次の(1)から(3)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

#### (1) 人材育成

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることが重要であり、必要な研修、訓練や人材育成を進めることにも取り組む必要がある。

#### (2) 国と地方公共団体との連携

国及び県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、市は市民に最も近い行政単位として予防接種や市民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

#### (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

市は、気仙医師会と連携して、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化、電子カルテ情報の標準化などの仕組みづくりや人材育成など、国が進めるDXを推進する。

また、こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、適時適切な情報提供・共有に努める。

### 第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

#### 1 新型インフルエンザ等への備えの機運の醸成

市は新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、県と連携した訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の醸成を図る。

#### 2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

市は、県と連携し、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

#### 3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国においては、政府行動計画や新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン等の関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行っていることとしている。

また、新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画が改定されることから、県行動計画の改定を受けて、市においても所要の措置を講じる。

## 第4章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の目的及び取組

### 1 実施体制

#### (1) 準備期

##### ア 目的

あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と組織体制の確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、県の研修や訓練を通じ練度の向上等を図るとともに、県の会議への参加等を通じて関係機関との連携の強化を図る。

##### イ 所要の対応

###### (ア) 市行動計画等の作成や体制整備

- 市は、市行動計画を策定し、又は改定する際には、感染症に関する専門的な知識を有する気仙医師会や県保健所の意見を聴く。（保健福祉部、関係部局）
- 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき事業を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、関係部署と協議をし、業務継続計画を作成し、又は変更する。（保健福祉部、企画政策部、総務部）
- 市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県と連携して新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（保健福祉部、関係部局）
- 市は、県による研修を活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる市職員等の養成等を行う。（保健福祉部、総務部）

###### (イ) 関係機関との連携の強化

市は、県や指定（地方）公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び県と連携した訓練を実施する。また、関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（保健福祉部、関係部局）

#### (2) 初動期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の国内外での発生又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護し、緊急かつ総合的な対応を行う必要があるため、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に進める実施体制を整える。

##### イ 所要の対応

###### (ア) 体制整備

- ・ 国内外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、関係部局の部課長級職で構成する「大船渡市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を開催し、情報共有を図る。
- ・ 国や県が対策本部を設置した場合において、市は、速やかに市対策本部を設置し、情報の集約、共有を図り、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（保健福祉部、企画政策部、総務部）
- ・ 市は、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（保健福祉部、企画政策部、総務部、関係部局）

(イ) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国の財政支援を踏まえつつ、所要の準備を行う。（保健福祉部、企画政策部、関係部局）

(3) 対応期

ア 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、流行状況が収束するまでの間、病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、必要に応じて対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

イ 所要の対応

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

(ア) 体制整備・強化

- ・ 市は、収集した情報とリスク評価を踏まえて、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（保健福祉部、企画政策部、総務部、関係部局）
- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、市内に係るまん延防止措置等の対策や緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するための総合調整を行う。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 市は、国からの財政支援を有効に活用して、必要な対策を実施する。（保健福祉部、企画政策部、関係部局）

(イ) 職員の派遣・応援への対応

- ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。（保健福祉部、総務部）
- ・ 市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援を求める。（保健福祉部、総務部）

(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止された際は、遅滞なく市対策本部を廃止する。（保健福祉部）

## 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### (1) 準備期

#### ア 目的

市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から感染症対策等について必要な情報提供・共有に努め、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け取る側の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理する。

#### イ 所要の対応

##### (ア) 発生前における市民等への情報提供・共有

市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなど）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。

保育施設や学校、職場等は集団感染の発生により、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場等において、子供に対する情報提供・共有を行う。（保健福祉部、商工港湾部、教育委員会）

##### (イ) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等の設置に向けて準備を進める。（保健福祉部、関係部局）

### (2) 初動期～対応期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行う。

#### イ 所要の対応

市は、国や県等から提供された新型インフルエンザ等の特性、国内外における

発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分か るよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

(ア) 情報提供・共有

- ・ 市は、市民等が情報を受け取れるよう、市公式SNSなど、あらゆる情報媒体を活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ適切に配慮しつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（保健福祉部、企画政策部）

- ・ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、県と双方向で情報提供・共有を行う。（保健福祉部、企画政策部）

(イ) 双方向のコミュニケーションの実施

- ・ 市は、国からの要請を受けて、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成した市町村向けのQ&A等に基づき適切な情報提供を行う。（保健福祉部、企画政策部）
- ・ 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見や情報を受け取る側の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。（保健福祉部、企画政策部）

### 3 まん延防止

#### (1) 準備期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、市民から有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

##### イ 所要の対応

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐこと、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から市民の理解促進を図る。（保健福祉部）

#### (2) 初動期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保する。

##### イ 所要の対応

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（保健福祉部、総務部、関係部局）

#### (3) 対応期

##### ア 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

また、国、県が検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、県と連携して必要に応じて対策を切り替えていく。

##### イ 所要の対応

###### (ア) まん延防止対策の対応

- ・ 市は、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況等に応じた適

切なまん延防止対策を実施する。（保健福祉部、関係部局）

- ・ 市は、県の通知等に基づき、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。（保健福祉部、商工港湾部、関係部局）

(イ) 時期に応じたまん延防止対策の実施

a 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人ととの接触機会を減らすなどの対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

県独自の宣言が出されたときは、まん延防止対策への市民の理解促進に取り組む。（保健福祉部）

b 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、国や国立健康危機管理研究機構（J I H S）、県による分析やリスク評価の結果に基づき対策を講ずる。（保健福祉部）

c ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行の準備を行う。（保健福祉部）

d 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を検討する。（保健福祉部）

## 4 ワクチン

### (1) 準備期

#### ア 目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び県のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### イ 所要の対応

##### (ア) ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（保健福祉部）

**表1 予防接種に必要となる可能性がある資材**

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 • 血圧計 • 静脈路確保用品 • 輸液セット • 生理食塩水 • アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 • アンビューバック • 挿管チューブ（数種類） • 喉頭鏡	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膫盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

##### (イ) ワクチンの供給体制

市は、ワクチンの供給に当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要となる可能性があるため、隨時事業者の把握に努めるほか、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（保健福祉部）

## (ウ) 接種体制の構築

## a 接種体制

市は、気仙医師会等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う。（保健福祉部）

## b 特定接種

- 市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（保健福祉部）
- 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、原則として市が集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。
- 登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

## c 住民接種

平時から以下①から③までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 市は、国や県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。（保健福祉部）

- 市は、住民接種については、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する接種に必要な資源等を明確にした上で、気仙医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。
  - i 接種対象者数（表2参照）
  - ii 人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者の確保
  - iv 接種場所の確保
  - v 接種場所の運営方法の策定
  - vi 接種に必要な資材等の確保
  - vii 国、県、他の市町村及び気仙医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - viii 接種に関する市民への周知方法の策定

- 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設などの入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を検討する。（保健福祉部）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備 考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1歳以上6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小・中学生 高校生相当	人口統計（6歳以上18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成 人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G) =H

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、気仙医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、気仙医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。（保健福祉部）

- 市は、接種会場の対応可能人数等を推計し、接種場所を確保する。接種会場については、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所、調剤（調製）場所について、接種会場の入口から出口までに交差がなく、かつ、それぞれの場所で滞留が起こらないような導線を検討し、各場所に必要な人員を配置する。

また、調製後のワクチンの保管に当たっては、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

- 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステム基盤を活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、他自治体における接種を可能にするよう取組を進める。（保健福祉部）

- 市は、速やかに接種できるよう、気仙医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保、接種の場所、接種の時間の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。（保健福祉

部)

## (イ) 情報提供・共有

- 市は、小児及び高齢者の定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集、必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。（保健福祉部）
- 市は、新型コロナウイルス感染症等の定期予防接種の実施主体として、気仙医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済、市民への情報提供等を行う。（保健福祉部）

## (オ) DXの推進

- 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（保健福祉部、企画政策部）
- 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。  
ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。（保健福祉部、企画政策部）
- 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院するなどのミスマッチが生じないよう、環境整備に取り組む。（G24）  
(保健福祉部、市民生活部)

## (2) 初動期

## ア 目的

準備期からの取組に基づき、関係機関と連携して接種体制を構築する。

## イ 所要の対応

## (ア) ワクチンの接種に必要な資材

市は、必要と判断した資材について、適切に確保する。（保健福祉部）

## (イ) 接種体制

## a 特定接種

市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するため、国、県、気仙医師会等の協力を得て、その確保を図る。

## b 住民接種

- 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム（健康管理システム）を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（保健福祉部）
- 接種の準備に当たっては、保健福祉部の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務部と連携し、全庁的な実施体制の確保を行う。（保健福祉部、総務部）
- 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。

なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（保健福祉部、総務部）

- 市は、接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、気仙医師会の協力を得て、確保を図る。
- 市は、接種が円滑に行われるよう、気仙医師会、近隣市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。（保健福祉部）
- 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係団体と連携し、接種体制を構築する。（保健福祉部）
- 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配達や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、必要な設備の整備等を行う。（保健福祉部、企画政策部）

- 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担

当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、そのほか、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（保健福祉部）

- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ気仙医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。（表3参照）

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 • 血圧計 • 静脈路確保用品 • 輸液セット • 生理食塩水 • アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 • アンビューバック • 挿管チューブ（数種類） • 喉頭鏡	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膫盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 
【文房具類】	
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
【会場設営物品】	
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- 感染性産業廃棄物を搬出するまでに一時的に保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げるなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

また、収集の頻度や量等については、感染性産業廃棄物の廃棄物処理業

者と事前に協議する。（保健福祉部）

- ・ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくるとともに、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（保健福祉部）

### （3）対応期

#### ア 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

#### イ 所要の対応

##### （ア）ワクチンや必要な資材の供給

- ・ 市は、国からの要請を受けて、あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握を行う。（保健福祉部）
- ・ 市は、市に割り当てられたワクチンの量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割当てを行う。（保健福祉部）
- ・ 市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、県に対し、地域間の融通等を行うよう要請する。（保健福祉部）

##### （イ）接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（保健福祉部）

###### a 特定接種

国が、特定接種を実施することを決定した場合、市は、国と連携し、国が定めた具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（保健福祉部）

###### b 住民接種

###### （a）予防接種体制の構築

- ・ 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（保健福祉部）
- ・ 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。（保健福祉部）
- ・ 市は、会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導の

ための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（保健福祉部）

- ・ 発熱等の症状があるなど、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知するとともに、接種会場において掲示等により注意喚起することなどにより、接種会場における感染対策を図る。

また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。（保健福祉部）

- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務し、又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。

ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難なものについては、訪問による接種も検討する。（保健福祉部）

- ・ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。

また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、気仙医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（保健福祉部）

#### (b) 接種に関する情報提供・共有

- ・ 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、接種に関する情報提供・共有を行う。（保健福祉部）
- ・ 市が行う接種勧奨については、国が整備するシステム基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。そのほか、市広報紙等による周知を行い、必要な方については、紙の接種券を発行し、接種機会を逸することのないよう対応する。（保健福祉部）
- ・ 接種会場や接種開始日等について、接種対象者のスマートフォン等に電子的に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知する。

なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、市広報紙への掲載など、紙での周知を実施する。（保健福祉部）

## (c) 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健福祉部)

## (ウ) 健康被害救済

- 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(保健福祉部)

## (エ) 情報提供・共有

- 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑いの報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。(保健福祉部)
- 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。(保健福祉部)
- パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(保健福祉部)
- 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、コールセンター等の連絡先など、市民に対し接種に必要な情報を分かりやすく提供する。(保健福祉部)

## 5 保健

### （1）準備期～初動期

#### ア 目的

市は感染症の発生情報等、平時から情報収集に努め、県が主催する研修等に参加しながら、感染症の危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成に取り組む。

#### イ 所要の対応

##### （ア）研修・訓練等を通じた人材育成

市は、県と連携して感染症有事体制を担当する人員への研修・訓練を実施する。（保健福祉部、関係部局）

##### （イ）多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から管内の保健所及び市町、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と必要な連絡調整等を通じ、連携を強化する。（保健福祉部、関係部局）

### （2）対応期

#### ア 目的

市は、県や地域の関係機関と連携して、感染症の危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### イ 所要の対応

##### （ア）有事体制への移行

- ・ 市は、県が保健所支援本部を設置後、市に対する派遣要請があった場合には対応する。（保健福祉部、総務部）
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。（保健福祉部）

##### （イ）健康観察及び生活支援

市は、県から患者やその濃厚接触者に関する情報等を受けて、県が実施する食事の提供等の患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。（保健福祉部）

## 6 物資

### （1）準備期～初動期

#### ア 目的

市は、有事において、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないマスク、消毒薬等の感染症対策物資等を確保する。

#### イ 所要の対応

##### （ア）感染症対策物資等の備蓄等

- ・ 市は、各課における所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（総務部、保健福祉部、市民生活部、関係部局）

- ・ 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者等のための個人防護具の備蓄について、大船渡地区消防組合に要請する。（保健福祉部）

### （2）対応期

#### ア 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、準備期から初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

#### イ 所要の対応

##### （ア）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえ、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を隨時確認する。（保健福祉部、総務部）

##### （イ）備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の市町村等が備蓄する物資及び資材をお互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互協力するよう努める。（保健福祉部、総務部）

## 7 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### （1）準備期～初動期

#### ア 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨し、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

#### イ 所要の対応

##### （ア）情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や府内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（保健福祉部）

##### （イ）支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くように留意する。（保健福祉部、企画政策部）

##### （ウ）物資及び資材の備蓄

- 市は、「6 物資」で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。（保健福祉部、総務部、）

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（保健福祉部、総務部）

- 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。（保健福祉部）

##### （エ）生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者を把握するとともにその具体的な手続を決めておく。（保健福祉部）

##### （オ）火葬体制の構築

- 市は、県の火葬体制を踏まえ、市内において火葬が適切に実施できるよう、必要に応じて調整を行うものとする。（市民生活部）

- ・ 市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民生活部）

## （2）対応期

### ア 目的

市は、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行い、また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### イ 所要の対応

#### （ア）市民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### a 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（保健福祉部）

##### b 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（保健福祉部）

##### c 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限や長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会）

##### d 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民生活部、商工港湾部）
- ・ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、

市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民生活部）

e 埋葬・火葬の特例等

- 市は、県を通じた国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民生活部）
- 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。（市民生活部）
- 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力をを行う。（市民生活部）
- 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（市民生活部）
- 市は、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合に、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように努める。（市民生活部）
- 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の危害を防止するため、国が埋火葬に係る特例を設けた場合、当該特例に基づき手続を行う。（市民生活部）

(イ) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

a 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。（総務部、商工港湾部）

b 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（上下水道部）

## 各部課の役割

担当組織		各部課の役割
企画政策部	企画調整課	1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること
	秘書課	1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること
	デジタル戦略課	1 感染症防止策の周知及び市民への適正な情報提供に関すること
		2 報道機関への発表に関すること
		3 DXの推進に関すること
総務部	総務課	1 職員の服務、収集状況の把握に関すること
		2 職員の動員要請への対応に関すること
		3 関係機関との連携・調整に関すること
		4 各課等の所掌事務の統括に関すること
		5 業務継続計画の統括に関すること
	防災管理室	1 食料品や生活必需品の備蓄に関すること
	財政課	1 庁舎等の警備及び車両の運用に関すること
		2 物資及び資材の運搬に関すること（医療物資）
		3 国からの財政支援の有効活用や財源の確保に関すること
	税務課	1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること
協働まちづくり部	三陸支所	1 三陸町地区の情報収集・周知に関すること
		2 死亡届受理事務に関すること
		3 庁舎の警備に関すること
		4 所管する施設の利用に関すること
	市民協働課	1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関すること
市民生活部	生涯学習課	1 所管の社会教育、社会体育施設等への発生周知に関すること
		2 所管の施設の閉鎖、講座等の中止の指示に関すること
		3 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関すること
		4 所管事業の中止に関すること
	市民環境課	1 死亡届受理事務に関すること
		2 関係機関との連携・調整に関すること
		3 遺体の安置、火葬及び埋葬に関すること

担当組織		各部課の役割
市民生活部	国保医療課	1 所管する施設の利用に関すること
保健福祉部	地域福祉課	1 社会福祉施設等の利用に関すること
		2 福祉サービスの継続提供に関すること
		3 在宅要援護者（障害者・生活保護等）の把握と医療、生活支援に関すること
		4 関係機関との連携・調整に関すること
		5 患者・家族への支援（心のケアを含む）に関すること
こども家庭センター	1 保育所・こども園・幼稚園の感染拡大時の施設閉鎖に関すること	
	2 在宅要援護者（ひとり親）の把握と医療、生活支援に関すること	
	3 関係機関との連携・調整に関すること	
	4 所管する施設の利用に関すること	
長寿社会課	1 社会福祉施設等の利用に関すること	
	2 介護施設等における状況把握に関すること	
	3 介護サービス継続提供に関すること	
	4 独居老人・高齢者世帯の医療・生活支援に関すること	
	5 関係機関との連携・調整に関すること	
	6 所管する施設の利用に関すること	
健康推進課	1 新型インフルエンザ等対策本部の統括に関すること	
	2 新型インフルエンザ等予防接種の実施に関すること	
	3 コールセンター設置等に関すること	
	4 咳エチケット、うがい、手洗い、マスク着用の周知徹底に関すること	
	5 保健所との連携による疫学調査と接触者追跡調査への協力	
	6 所管する施設の利用に関すること	
	7 臨時診療所開設の許可の申請・届出に関すること	
商工港湾部	商工企業課	1 商工会議所、商店街振興組合等の売り惜しみ及び価格高騰抑制の協力要請に関すること
		2 物資及び資材の運搬に関すること（生活物資）

担当組織		各部課の役割
商工港湾部	商工企業課	3 関係機関との連携・調整に関する事務
	港湾振興課	1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
	観光交流推進室	1 所管事業の中止に関する事務 2 観光事業団体等（ホテル等含む）との連絡調整に関する事務 3 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
農林水産部	農林課	1 所管する施設の利用に関する事務
		2 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関する事務
	水産課	1 所管する施設の利用に関する事務 2 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関する事務 3 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
都市整備部	建設課	1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
		2 市道の管理及び交通機能維持に関する事務
	住宅管理課	1 所管する施設の利用に関する事務 2 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
	土地利用課	1 所管する施設の利用に関する事務 2 指定管理者が管理する施設の閉鎖、事業中止の協議に関する事務 3 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
		1 水道水の供給確保に関する事務
		2 下水道処理施設の機能維持・確保に関する事務
上下水道部	水道課	
	下水道課	
大船渡消防署		1 重症患者の搬送と感染防止対策に関する事務 2 所管する施設の利用に関する事務 3 関係機関との連携・調整に関する事務
会計課		1 本部長から所管する事務として命ぜられた事務に関する事務
教育委員会	教育総務課	1 対策本部との連携、連絡・調整に関する事務
		2 教育委員会内の連絡・調整及び対応の指示に関する事務

担当組織		各部課の役割
教育委員会	教育総務課	3 教育機関等における発生状況の把握及び対策 本部への連絡に関すること
		4 埋蔵文化財発掘調査現場の作業中止に関する こと
学校教育課		1 小中学校への発生周知に関すること
		2 児童生徒、教職員の罹患者数の把握に関する こと
		3 感染の疑われる児童生徒の受診指導に関する こと
		4 感染拡大時の学校の全部又は一部の臨時休業 に関すること
		5 臨時休業中の教育供給体制に関すること

## 参考 用語解説

用語	内容
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
岩手県感染症連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年4月に設立。感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨並びに緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止を要請することなどが含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
指定感染症	感染症法に基づき、特定の感染症が国民の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定められる。その場合、まん延を防ぐために特別な対策が講じられる。

指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階から本用語を用いる。
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等の発生時における措置や緊急事態措置などを定めた法律。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。

まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある特定の区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請することなどが含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防接種健康被害救済制度	予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。なお、住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。